

佐賀県内の中小企業・小規模事業者の円滑な事業引継ぎを後押しします！

# 事業引継ぎ奨励金

## 交付額

売り手、買い手双方に **50** 万円

買い手が県内へ移住する場合は

**50** 万円加算

## 奨励金の対象要件

以下のすべての要件を満たす事業引継ぎを行った事例について、売り手及び買い手に対して、事業引継ぎ奨励金を交付します。

### 【売り手・買い手共通要件】

- ① 売り手、買い手の双方が佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談を行った上で、令和5年3月1日から令和6年2月29日までに事業引継ぎを行ったこと。
- ② 県内中小企業者が実施してきた事業を同族関係者以外の中小企業者が引き継ぐこと。  
ただし、以下の事業者及び事業引継ぎの事例は交付対象外です。  
▶ 個人開業医 ▶ 個人農家 ▶ 農業法人 ▶ 事業引継ぎの実態のない居抜き  
▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める営業内容等にかかる事業者

### 【売り手要件】

- ① 県内中小企業者又はその代表者であること。
- ② 親族内後継者、従業員後継者が不在であること。

### 【買い手要件】

- ① 中小企業者又はその代表者、あるいは創業希望者等の個人であること。
- ② (「移住加算奨励金」の要件) ①に加え、買い手が、申請日までに佐賀県外から県内に移住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有し、当該移住者が事業引継ぎにより売り手の中小企業者の代表となること。(ただし、「佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領」に基づく「移住支援金」の交付を受ける者は「移住加算奨励金」の交付対象外です。)

※ フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者については、売り手がフランチャイズ契約による事業を行っている場合及び買い手が事業引継ぎを経てフランチャイズ契約による事業を行う場合は対象外です。

本奨励金の詳細については、ホームページでご確認ください。申請書類などのダウンロードもこちらのページからできます。

<佐賀商工会議所 : <http://www.saga-cci.or.jp/> >

<佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター : <https://www.saga-hikitsugi.go.jp/> >

事業引継ぎ奨励金事務局 (佐賀商工会議所内) 電話番号 : 0952-20-0345

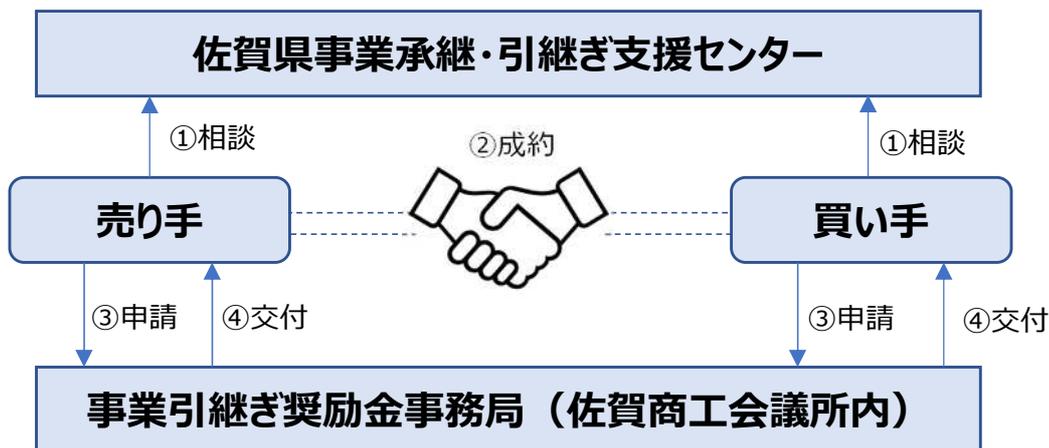


佐賀商工会議所HP



佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターHP

## 申請までの主な流れ



## 買い手の区分に応じた奨励金の取扱い

買い手の区分	買い手の区分に応じた奨励金
県内（令和4年3月以前に移住済みの者含む）	・売り手（県内） 50万円 ・買い手（県内） 50万円
県外（移住なし）	・売り手（県内） 50万円 ・買い手（県外） 50万円
県外（令和4年4月以降～申請日までに移住）	・売り手（県内）：50万円 ・買い手（県外）：50万円 + 移住加算奨励金 （個人50万円、法人50万円） ※「移住加算奨励金」は、法人の場合は代表者移住の場合のみ

## 「移住加算奨励金」の対象・対象外の例

	区分	対象
個人	オーナーとして移住し経営	○
個人	オーナーとなるが、移住せず、店長を派遣（店長が移住）	×
法人	買収し、代表取締役が移住し売り手の代表に就任	○
法人	買収するが代表は移住せず、役員を派遣（移住）し当該役員が売り手の代表に就任	×
法人	買収し、売り手企業の代表又は従業員が代表として就任	×

## 奨励金の返還事由

### 【買い手・売り手共通】

- ① 事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
- ② 交付対象者の要件等を満たさず交付対象外であるにもかかわらず申請を行うなど、虚偽の申請等を行った場合

### 【売り手の場合】

- ① 事業に必要な技術やノウハウなどの経営資源の引継ぎに協力しなかった場合

### 【買い手の場合】

- ① 事業引継ぎ後、1年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
- ② 事業引継ぎ後、1年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合
- ③ （移住加算奨励金の場合）移住加算奨励金の交付決定日から3年未滿で佐賀県から県外へ転出した場合